

1 1 6 . 0 1

識別番号付与に係る住所若しくは居所又は  
氏名若しくは名称等の誤記の訂正に  
ついて

1. 識別番号付与に係る手続をした者（特例法施行規則第3条第1項の規定による請求をした者及び同条第3項各号に掲げる手続をした者）がその住所若しくは居所又は氏名若しくは名称等を訂正するときは、誤記訂正書（書式第3）により行うことができることとする。
2. 識別番号付与に係る手続をした者がその住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の誤記を訂正した場合で、訂正前の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称で既に包括委任状を提出している場合は、包括委任状補正書（書式第4）によりその包括委任状について補正をすることができることとする。
3. その他の事項については、「21.52」に準ずる。

（改訂平成23・11）